

広 報

2024年4月号

編集委員 前原直之 南出美佐 黒須俊行 原嶋洋 原田由紀子

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 感染症法改正に伴う「医療措置協定」に関する御協力について

令和4年12月の感染症法改正に伴い、令和6年4月1日から、都道府県と医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)が、それぞれの機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を直接締結する仕組み等が法定化されました。今後協定締結のためには、「東京都専用 Web ページ」へアクセスいただき、掲載されているフォームからご入力後、管理者がご了解の上、東京都と薬局間で個別に協議を経て、締結手続きに入ることとなります。

本協定の締結につきましては【感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン】に令和6年9月末日までの完了を目指すことが記載されています

1. 東京都専用 Web ページ:

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局 > 感染症対策 > 医療措置協定について



2. 問合せ先:

令和6年度東京都医療措置協定締結事務局

電話: 0570-025-102

電話受付時間 平日 9:00-18:00 まで(※土日祝日及び年末年始を除く)

東京都保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課

電話: 03-5320-5880

2) 令和6年度 認知症サポート薬剤師 面接授業のご案内

東京都薬剤師会にて認知症サポート薬剤師 e-ラーニング講座の受講終了者を対象としたスクーリング(面接授業)を開催いたします。

日 時: 令和6年6月16日(日) 12:30 ~ 16:30

場 所: 慶應義塾大学 芝共立キャンパス 2号館 4階 460大講堂

内 容: ・認知症サポーター養成講座 基本カリキュラム
・グループワーク(情報共有を目的とした話し合い)
・認知症患者ご本人と看護の立場からの語り

講 演: 「(タイトル未定)」

講 師: 認知症患者ご本人及びパートナー

受講資格: e-ラーニング講座を受講終了、または当日までに終了予定の薬剤師

受講料：無料

申込期間・方法：決まり次第改めてご案内いたします

※ 東京都薬剤師会研修受講単位：2単位（予定）

3) 「令和6年度調剤報酬改定伝達講習会」の開催について

令和6年度調剤報酬・介護報酬の改定につきましては、診療報酬改定DXの推進に向け、医療機関・薬局等やシステム業者の集中的な業務負担を平準化するため、6月1日施行とされました。例年改定年の3月に開催していた東京都薬剤師会会員向け標記研修会を開催いたします。なお、今年度は会場受講に加えライブ配信受講も可能としております。

※東京都薬剤師会ホームページをご参照ください。

https://eform.site/tpa_kaitei2024/

1. 開催日時：

会場受講は 全2回	受講 プラン	受講 形式	開催日・会場	時間	受講料
第1回	A	会場	令和6年5月12日(日)	10:30～12:30 (開場 10:00)	¥2,000(紙資料 代含む)
	B	ライブ 配信	令和6年5月12日(日) 「連合会館 大会議室」 での講演をライブ配信	10:30～12:30 ライブ配信は本時間 帯のみ視聴いただけ ます。	¥1,500(電子デ ータ資料代含む)
第2回	C	会場	令和6年5月12日(日)	14:00～16:00 (開場 13:30)	¥2,000(紙資料 代含む)

※申込完了者(受講プラン A、B、C 申込完了者)は当日の様態を撮影した録画配信を視聴可能です。録画配信“URL”は配信開始日(令和6年5月17日)までに登録メールアドレス宛に送信いたします。

2. 開催場所：連合会館 大会議室 千代田区神田駿河台 3-2-11

(会場での受講:1回目 10:30～12:30、2回目 14:00～16:00)

3. 受講料：申込時にカード決済(受講料等については「1. 開催日時」の表を参照)

※受講プラン A、C 申込者で希望者は別途¥500 で電子データ資料購入可

※受講プラン B 申込者で希望者は別途¥1,000(送料込)で紙資料(1冊)購入可

4. 研修対象者：東京都薬剤師会会員

5. 受付期間：4月8日(月)10:00～5月7日(火)17:00 東京都薬剤師会ホームページ

4) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 208」の提供について

日本医療機能評価機構より、「医療安全情報 No. 208」が公表されました。医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち特に周知すべき情報を取りまとめられました。医療事故の発生予防、再発防止のためにご活用ください。

※日本医療機能評価機構ホームページをご参照ください。

https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_208.pdf

5) 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定について

糖尿病性腎症の重症化予防について、更に質の高い取組を全国に横展開していくためには、行政と医療関係者とが協力・連携体制を構築していくことが何より重要となります。

※厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38699.html

6) 薬剤師臨床研修ガイドラインについて

厚生労働省にて「薬剤師臨床研修ガイドライン」が取りまとめられ、薬剤師の臨床現場における実践能力の向上のため、医療機関や薬局で実施される薬剤師に対する研修の標準化等に活用されることを目的とし、薬剤師の臨床研修に係る到達目標や指導環境・指導体制などが示されました。

※厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001234125.pdf>

7) 日本腎臓病協会作成動画「CKD ソウキハッケン専門医への道」 ご活用をお願い

日本腎臓病協会において、慢性腎臓病対策周知を目的としたデジタルサイネージ動画「CKD ソウキハッケン専門医への道」が作成されました。本動画は、初期において自覚症状に乏しく発見が遅れがちとなる慢性腎臓病について、かかりつけ医と専門医との連携による早期発見や定期的な健康診断の重要性等について啓発するものであり、薬局待合室での放映などにご活用いただきますようお願いいたします。

※動画ダウンロードページ <https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/other/ckd.html>

日本薬剤師会ホームページ>薬局関連情報>その他>日本腎臓病協会作成動画

8) 医療事故情報収集等事業第 76 回報告書の公表について

日本医療機能評価機構より、第 76 回報告書が公表されました。同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書をご確認の上、内容について留意されますようお願いいたします。

※日本医療機能評価機構ホームページをご参照ください。

https://www.med-safe.jp/pdf/report_76.pdf

9) 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 30 回報告書」の周知について

令和 5 年 7 月から同年 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 30 回報告書」が公表されました。本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、医療安全の推進及び医療事故の防止に一層取り組まれるようお願いいたします。

※日本医療機能評価機構ホームページをご参照ください。

https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/contents/report/learn_from_case/index.html

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 役員選考委員の決定について

3 月に開催された臨時総会にて役員選任規定が制定されました。

それに伴い役員の選考に係わる業務を管理する役員選考委員を募集し以下の 3 名に決定しました。

- ・ 岩本 雪子 (西池薬局)
- ・ 毛塚 博行 (毛塚薬局)
- ・ 福島 恵利子 (チチブ薬局)

委員長を毛塚博行先生、副委員長を岩本雪子先生、福島恵利子先生といたしました。

2)【再掲】高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。
残薬バッグの追加をご希望の場合は、事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただきますようお願いいたします。

3) 豊島区薬剤師会ホームページ更新について

地域における夜間・休日の医薬品提供体制のリストの公表を行うためにホームページをリニューアルしました。

【リストの掲載場所】

豊島区薬剤師会HP → 区民向けご案内 → 薬局をさがす（地図またはリストで探せます）

■ <https://www.toyoyaku.jp>

■ 会員専用ページのID、PWはいずれも「toshima」です。

今後とも、内容の充実を図るとともに、よりわかりやすい情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会員退会

比留間 英彦 (B)	ヒルマ薬局	池袋本町1-46-5
古田島 葵 (A)	サンロード薬局	長崎2-27-15-101

会員変更

笹木 勝正 (A) →	宮田 佳代子 (A)	池袋駅前げんき薬局
矢部 志織 (A) →	福岡 宏幸 (A)	駒込中央薬局

会員数報告

A 会員	114 名
B 会員	15 名
賛助会員	2 名
合 計	131 名

保険部より

1) 後発医薬品の診療調剤上の臨時的措置

厚生労働省保険局医療課より連絡がございました。

依然として後発医薬品の供給停止や出荷調整が続き、代替後発医薬品の入手が困難な状況になっていることを踏まえ、今般、出荷停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等について、引き続き4月調剤分からも適用されることとなりました。

また、当該取扱いについては、令和6年9月30日を終期としているほか、対象品目、報告時期などについても示されておりますのでご確認ください。

※本取扱いを適用して後発医薬品調剤体制加算を算定する場合には報告が必要となりますのでご注意ください。（適用せずに割合が維持できている場合には必要ありません）

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて（事務連絡）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/060321_004.pdf

2) 疑義解釈資料

厚生労働省保険局医療課より、令和6年度診療報酬（調剤報酬）改定に伴う疑義解釈資料および関係通知が示されました。以下のURLより資料をご覧ください。

疑義解釈資料

<https://drive.google.com/file/d/18tKKQ6rJC4MnT205iirZ6CsMZRovuhsc/view?usp=sharing>

関係通知

- ・「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について〈抄〉
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について〈抄〉
- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について
- ・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の実施上の留意事項について」の一部改正について〈抄〉

長期収載品の処方等又は調剤について

なお、これら関係通知につきましては厚生労働省ホームページからも入手が可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

3) 供給状況における変更調剤について

厚生労働省保険局医局課から連絡がありました。

処方薬の銘柄名処方又は一般名処方における変更調剤に係る取扱いについては、「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」により規定されておりますが、昨今の医療用医薬品の供給状況や、それに伴う需給の逼迫を踏まえ保険薬局において処方薬の調剤に当たり、医薬品の入手が限定されること等により必要量が用意できないようなやむを得ない状況においては、変更調剤による対応を柔軟に取り扱うことが有用であると考えられます。このようなやむを得ない場合における変更調剤について、当面の間の取扱いとして示されましたのでご確認ください。

現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001229089.pdf>

4) 【再掲】保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

豊島区薬剤師会ホームページ > 会員専用ページ > googleドライブはこちら

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSIglS0TVIawLkDRX>



学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

5月の勉強会は次のとおり実施いたします。

日時：令和6年5月16日（木）19:45-21:30

場所：今回は情報通信機器（Zoom）を用いて実施いたします。

内容：「令和6年調剤報酬改定について」

演者：第一三共エスファ（株）営業企画部 医業経営コンサルタント 橋本 宅司

☆今回の勉強会は東京都薬剤師会薬剤師生涯研修認定制度の認定単位1点となります。

☆申し込みを豊島区薬剤師会HPからの参加登録のみに限らせて頂きます。

☆申し込み方法：豊島区薬剤師会HPにアクセス→「勉強会・研修会情報」→

「お申し込みはこちら」をクリック→必要事項を入力し送信

☆参加受付開始日時：令和6年5月1日（水）9:00～5月13日（月）12:00

☆ご参加を事前申し込み100名様までと限らせて頂きます。

☆認定単位をご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

2) 【再掲】勉強会・研修会の単位付与について

豊島区薬剤師会の勉強会・研修会は、情報通信機器を用いた研修を中心に実施しております。

情報通信機器を用いた研修の視聴確認は、WEBシステム上のログとキーワードの確認によって行っております。単位は個人への付与であることから、各自のログが必要であることと、視聴確認の観点から、キーワードの提示は不定期であり、かつ複数回の提示はないことをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、単位付与の基本的な考え方について豊島区薬剤師会ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

薬学生実務実習関係

1) 実務実習指導薬剤師の方々へのお知らせ

実務実習について、何かお困りのことがありましたらいつでも相談を受けております。

地域医療/多職種連携担当より

1) 池袋あうる薬局輪番

5月の輪番は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

お願い ~輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

5月	日勤 9:00~16:00		準夜 16:00~22:00		
					事務兼務
3日(金)	いちょう薬局	こまごめ薬局	ヒバリ薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	前原
4日(土)	ヒバリ薬局	上池袋薬局	うずらやま薬局	あかまつ薬局	前原
5日(日)	池袋駅前 げんき薬局	雄飛堂薬局 池袋トキワ通り店	あかまつ薬局	あけぼの薬局 南長崎店	河添
6日(月)	雄飛堂薬局 上池袋店	デイジー薬局 東池袋店	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	あけぼの薬局 南長崎店	黒須
11日(土)			かもめ薬局		江村
12日(日)	雄飛堂薬局 上池袋店	こまごめ薬局	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店		南出
18日(土)			あけぼの薬局 南長崎店		河添
19日(日)	チチブ薬局 二丁目店	いるか薬局本店	池袋萬盛堂薬局		南出
25日(土)			平和通り保健薬局		藤平
26日(日)	スリーアイ薬局 池袋店	田辺薬局 豊島長崎店	チチブ薬局		黒須

2) 長崎休日診療所派遣

5月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしくお願ひいたします。

5月	3日(金)	デイジー薬局東池袋店
	4日(土)	いちょう薬局
	5日(日)	池袋萬盛堂薬局
	6日(月)	西池薬局
	12日(日)	デイジー薬局東池袋店
	19日(日)	佐藤薬局
	26日(日)	長崎調剤薬局

3) 医薬品・情報管理センター報告（令和6年3月）

○相談件数

薬局からの処方箋応需	7
患者からの処方箋応需	10
医療用医薬品についての相談	3
医療機関紹介	1
一般用医薬品についての相談	0
その他	4
合計	25

○管理センター売上及び仕入

売上	¥2,125,149
仕入	¥2,867,788

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

休日・夜間	114 枚
その他	325 枚
合計	439 枚

○情報発信

紅麹を配合した機能性表示食品による健康被害の報道が続いています。市場にはいわゆる「健康食品」と呼ばれる食品が数多く流通していますが、「サプリメント」「栄養補助食品」「栄養強化食品」「健康飲料」などの名称にはどれも法令上の定義はなく、これらの製品を含む通常の食品は、食品の「機能」を表示することはできません。日本で国によって制度化されている食品は保健機能食品のみです。保健機能食品は長らく「特定保健用食品」及び「栄養機能食品」の2つだけでしたが、2015年の食品表示法の施行により、食品の機能を表示できる食品として機能性表示食品が加わりました。今回は、保健機能食品に関連する法律や制度について調べてみました。

特定保健用食品

特定保健用食品（トクホ）とは、生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品のことです。消費者庁長官の許可を得ることにより、特定の保健の用途に適する旨を表示できるようになります。

特定保健用食品に含まれる保健機能を有する成分を「関与成分」といいます。通常、特定保健用食品は有効性・安全性を消費者庁が個別に審査します。有効性の証明として、査読付きの研究雑誌に掲載されることが条件となっています。また定められた試験機関によって関与成分の含有量の分析試験も行われます。こうした審査を経て認可された食品は特定保健用食品としてのマークと、特定の保健機能について表示することができます。

特定保健用食品は医薬品ではなく食品であるため、疾病名の表示や病態の改善に関する表示はできません。しかし2005年に、関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合には、疾病名の表示が認められるようになりました。現在、この新たな制度によって「疾病リスク低減表示」が認められている関与成分は「カルシウム」と「葉酸（プテロイルモノグルタミン酸）」です。

栄養機能食品

人の生命・健康の維持に必要な特定の栄養素の補給のために利用されることを目的とした食品で、科学的根拠が充分にある栄養機能について表示することができます。栄養素の名称と機能だけでなく、「日本人の食事摂取基準」に基づいた一日の摂取目安量（上限・下限量）や摂取上の注意事項も表示する義務があります。ただし国が決めた基準に沿っていれば、許可や届け等なくして、食品に含まれている栄養成分の栄養機能を表示することができます。現在規格基準が定められている栄養素は下記のビタミンとミネラル、及びn-3系脂肪酸です。

ビタミン

ナイアシン・パントテン酸・ビオチン・葉酸・ビタミンA・ビタミンB1・ビタミンB2
 ビタミンB6・ビタミンB12・ビタミンC・ビタミンD・ビタミンE・ビタミンK

ミネラル

亜鉛・カリウム・カルシウム・鉄・銅・マグネシウム

機能性表示食品

機能性を分かりやすく表示した食品の選択肢を増やすことを目的として、2015年に「機能性表示食品」が加わりました。特定保健用食品と同様に保健機能を表示することができる食品です。しかし特定保健用食品と異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではなく、事業者の責任で保健機能を表示します。その保健機能の有効性の科学的根拠や安全性などの情報を事業者が消費者庁へ「届出」を行う必要があります。届出情報は、消費者庁のウェブサイトで確認できます。

機能性の評価は、次の①、または②により行われることになっています。

- ① 最終製品を用いた臨床試験
- ② 最終製品又は機能性関与成分に関する文献調査（研究レビュー：肯定的な結果の研究論文だけでなく、否定的な結果の研究論文についても合わせて評価する）

機能性の評価を①、または②のどちらで行ったかによって、保健機能の表示が次のように異なります。

- ① の場合：「〇〇の機能があります」
- ② の場合：「〇〇の機能があると報告されています」

食品衛生法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によれば、全ての口に入るものは医薬部外品を含む広義の医薬品と食品に分類されるようです。保健機能食品も含めて、それらの違いを下表に示しました。

	広義の医薬品		食品			
			保健機能食品			一般食品 (いわゆる健康食品)
	医薬品	医薬部外品	特定保健 用食品	栄養機能 食品	機能性表示 食品	
定義する法律	医薬品医療機器等法		健康増進法・食品衛生法			食品衛生法
機能性の表示	国の認可により表示可能			定められた栄養 機能のみ可能	事業者責任 による表示 (届け出制)	不可
販売の規制	薬局・薬店のみ (例外事項あり)		一般小売店で販売可能			

出典・参考資料

消費者庁：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/

厚生労働省 e-ヘルスネット：

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/food/e-01-001.html>

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会：<https://www.jhnfa.org/tokuho-06.html>

国立研究開発法人 医薬基盤・健康栄養研究所

<https://hfnet.nibiohn.go.jp/specific-health-food/about-specific-health-food/>

文責 本多

4) 【重要】地域における夜間・休日の医薬品提供体制(在宅含む)の構築、

リスト化及び周知等について

厚生労働省の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」では、地域において求められる薬剤師サービスとして夜間・休日対応や在宅対応等が重要な要素として挙げられるとともに、会員・非会員を問わず地域の薬局が協力し、議論を行う必要があるとされました。また、第8次

医療計画においても、在宅医療ニーズを踏まえ、麻薬・無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応等の体制構築が求められています。

これらの社会要請を踏まえ、日本薬剤師会より当該事項に関する体制構築と共に、地域住民へ情報の「見える化」の実現に関して依頼がございました。また、当該リストの公表は令和6年度診療報酬改定における地域支援体制加算・在宅薬学総合体制加算・連携強化加算の要件にもなっております。

豊島区薬剤師会では災害対策として既に利用しているeST-aidを用いてリストの作成と公表を行います。加算の有無に係わらず各自薬局情報の入力・更新をお願い申し上げます。

【操作手順資料】<https://doc.est-jp.com/n/other/shopfn/shop.pdf>

【掲載例】<https://usual-map.est-aid.com/usual/abc/est/4>

薬局MAP(各薬局の「薬局機能情報」ボタンから薬局機能が表示されます)

5) 薬局における感染対策について

日本薬剤師会では厚生労働省医薬局「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」の実施者として、①薬局における感染対策の指針の作成、②当該感染対策に必要な知識及び技能を習得させる研修教材の作成に取り組んでいます。

今般、各薬局でのなるべく早期の感染対策の体制整備に資するべく、同事業の成果物の一部である「薬局における感染対策のための指針及び手順書の手引き(案)」について共有致しますので各薬局で手順書等を作成される際の参考にご活用ください。詳細は以下よりご確認ください。

https://drive.google.com/file/d/1ivjDmpx15QGp62t-eHhrCpIzom08M2pw/view?usp=drive_link

6) 薬事日報からの今月の気になるトピック

☆内臓脂肪減少薬「アライ」発売

大正製薬の「アライ」(要指導医薬品)が4/8に発売されました。

アライの販売にあたってはいくつかの注意点があります。

販売には薬剤師がe-ラーニングを修了する必要があります。また、流通も医薬品卸を介さずに直販となります。

①成人(18歳以上)

②腹囲(へその高さ) 男性85cm・女性90cm以上

③生活習慣改善の取り組み(食事・運動)を行っていること

→購入にあたり、初回購入時は購入条件を満たしているか確認するためのチェックシートを使用し、薬剤師と使用の可否を確認が必要。

また、服用3か月前から服用中を通し、生活習慣の改善(食事・運動の改善)に取り組むこと。初回購入前の1か月間、および継続購入には生活習慣改善の記録も必要になります。(専用アプリの利用も可能)

取扱いをご希望の薬局は大正製薬へご相談ください。

7) 在宅医療用注入ポンプレンタル事業について

池袋あうる薬局では、会員薬局の在宅業務の支援を目的とした在宅医療用注入ポンプのレンタルを行っております。

ご自宅で行うHPN(在宅中心静脈栄養法)に利用する「カフティーポンプS」や緩和ケアの疼痛管理などに利用するPCA(自己調節鎮痛法)タイプの「CADD Legacy PCAポンプ」を利用することにより患者さんのQOLを向上できます。

なお、患者宅・クリニック・薬局のいずれかの所在地が豊島区の場合に限ります。

詳細は豊島区薬剤師会ホームページをご参照ください。

<https://toyoyaku.jp/materials/166605222350001.pdf>

この度、貸出状況の確認がWEB上でできるようになりました。

https://docs.google.com/spreadsheets/d/1ZrRZ03F3m0PmSE7ui_-v60SVjTlaCuIm95l_m9TOU40/edit#gid=0

※在庫台数に変動があった場合には随時更新されますが、貸出案件が重なると更新が追いついていない可能性もございますので必ず電話にて仮予約をお願い致します

8) eST-aid (エストエイド) をご活用ください

豊島区薬剤師会では災害時情報共有システムとしてeST-aidを利用しております。

会員の皆様には既にご登録頂き、毎年情報共有テストを震災が起こったことを想定して被災状況の報告をしていただいております。

eST-aidにはe-Stockという各薬局における採用薬の開示および不働医薬品の公開が可能なシステムが搭載され、各薬局間の小分けや不働医薬品解消の一助になればと今後活用を促進していきたいと考えております。操作方法などご不明なことは豊島区薬剤師会事務局へお問い合わせください。

※災害時情報共有システム (eST-aid) <https://est-jp.com/est-aid/>

理事会報告

2024 年 4 月度 理事会議事録

日 時 : 2024 年 4 月 10 日 (水) 午後 8 時 40 分開始 午後 11 時 05 分終了

場 所 : 豊島区南池袋 3-2-6 豊島区薬業会館

出席者 : 佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事 前原常務理事
南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事 小林理事 北川理事 原田理事
藤平理事 大澤監事 廣田監事

議事録作成者 : 江村 公良 南出 美佐 藤井 健一

報告事項

1. 東京都薬剤師会「地区及び職域薬剤師会 会長会」資料報告
2. 学術・保険担当報告
3. 防災・公衆衛生・総務担当報告
4. 地域医療・多職種連携担当報告

協議事項

1. 通常総会および監査会の開催予定の日時および場所の件
 - ・ 通常総会を 6 月 24 日 (月) 午後 8 時 30 分より、監査会を 5 月 28 日 (火) 午後 8 時より、6 月度理事会を 6 月 5 日 (水) 午後 8 時 20 分よりそれぞれ開催することが出席者全員により承認された。
2. 地域における夜間・休日の医薬品提供体制 (在宅含む) の構築、リスト化および周知等の件
 - ・ eST-aid を活用して構築すること、各薬局が eST-aid に入力すること、非会員から手数料は徴収しないことが承認された。
3. 実務実習懇親会参加資格の件
 - ・ 調整機構から割振りされた実習生以外に大学から直接受け入れている実習生についての懇親会参加について、今年度は、受入れ薬局の希望により参加を認めないこととした。

審議事項

1. 職員給与の件
 - ・ 審議の結果、各職員の給与額が決定され、承認された。

2. 役員選考委員選任の件
 - ・ 選考委員を自薦の西池薬局岩本雪子先生、他薦の毛塚薬局毛塚博行先生、チチブ薬局の福島恵利子先生の3人に委嘱することが出席者全員により承認された。
3. 令和6年度豊島区在宅医療連携推進会議の推薦の件
 - ・ 現委員の佐野会長、小林理事を推薦することを決定した。
4. 令和6年度健康展の件
 - ・ 予算内に収めるように計画することが承認された。
 - ・ 予算内に収まるように、脳年齢計、体組成計については、Bグループが国保課に問い合わせしてから、決定することになった。
5. 薬事日報講読方法変更の件
 - ・ 今後は、前原常務理事が必要な記事をピックアップして広報に掲載するために電子版が必要になるので、審議の結果、現在、誌面のみの購入プランを、新聞+電子版（IID）プランで購読することが出席者全員により承認された。
6. 医療扶助のオンライン資格確認導入の件
 - ・ あうる薬局で導入し、導入費用の¥66,000を負担することが出席者全員により承認された。
7. 第57回日本薬剤師会学術大会の件
 - ・ 今年度の日薬学術大会（さいたま市）の事前参加登録期間が、2024年4月1日～7月31日で、参加費が事前登録¥10,000、一般登録¥15,000となっている。審議の結果、事前登録に間に合うように、会員の公募（2名）を5月のゴールデンウィーク明けに開始し、6月末まで募集することが、出席者全員により承認された。
8. 豊島薬業協同組合の業務委託の件
 - ・ 豊島薬業協同組合の潮事務長の退職に伴い、7月から薬業協同組合の業務が薬剤師会に委託されることが、出席者全員により承認された。

豊島区薬剤師会の活動（3月）

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 3/1（金） | 令和5年度精神科医療地域連携事業（区西北部）における事例検討会 |
| 3/2（土） | 在宅医療連携推進会議交流会 |
| 3/4（月） | Bグループミーティング |
| 3/5（火） | 第7回豊島区保健福祉審議会 |
| 3/6（水） | 3月度理事会 |
| 3/9（土） | 地区研修会 |
| 3/10（日） | がん薬物療法の服薬支援のための研修会 |
| 3/11（月） | あうる薬局移転什器打合せ |
| 3/11（月） | 東京都区西北部精神科医療地域連携事業に係る令和5年度地域連携会議 |
| 3/12（火） | いけよんコアミーティング |
| 3/14（木） | あうる運営委員会 |
| 3/14（木） | Cグループミーティング |
| 3/15（金） | ふくろうの杜圏域多職種連携会 |
| 3/16（土） | 地区・職域薬剤師会会長会 |
| 3/18（月） | 菊かおる圏域 多職種連携会全体会 |
| 3/19（火） | Aグループミーティング |
| 3/21（木） | 豊島区薬剤師会 学術講演会 |
| 3/22（金） | 東京都立大塚病院運営協議会 |

3/22 (金) 第3回豊島区インフルエンザ等対策推進協議会
3/23 (土) 東京都薬剤師会総会
3/25 (月) 臨時総会
3/26 (火) 豊島区がん対策推進会議
3/27 (水) 涼みところスポット薬局事業説明会

医薬品分割販売利用案内

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター 長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載すること
にしました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目：医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料
豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位：容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハブ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

豊島区薬剤師会 HP
池袋あうる薬局・医薬品・情報管理センター
https://toyoyaku.jp/owl_center.html



3. 販売価格：医薬品…薬価（消費税込）／ その他医療材料等…取扱品目リストに掲載

4. 手数料	豊島区薬剤師会 会員	無 料
	区外 東京都薬剤師会 会員	1 回 110 円（消費税込）
	その他医療機関	1 回 2,200 円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認ください受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。
※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法：専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。

受付時間	月曜日～土曜日	9 時 から 16 時 30 分
受取時間	月曜日～金曜日	9 時 から 17 時
	土曜日・日曜日・祝日	9 時 から 21 時 30 分

電話での注文は
お受けしておりません

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。（ホームページでご確認ください）

※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写し・都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出
いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

公益社団法人豊島区薬剤師会
医薬品・情報管理センター 御中
FAX 03-3984-7546

取扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____

以下の製品の取扱いを要望します

製品名	規格

※ 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては「取扱い要望書」に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。

※ 「取扱い要望書」は、豊島区薬剤師会ホームページからもダウンロードできます。

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い(過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む)

	製品名	小分単位	備考
内	アドナ錠 30mg	錠	
内	アトルバスタチン OD 錠 5mg「トーワ」	錠	
内	イノラス配合経腸用液コーヒー	パウチ	
内	インヴェガ錠 6mg	錠	
内	エディロールカプセル 0.75μg	C	
内	エルデカルシトールカプセル 0.5μg「トーワ」	C	
内	グラクティブ錠 100mg	錠	
内	グリメピリド錠 3mg「サワイ」	錠	
内	タケキャブ OD 錠 10mg	錠	
内	ツムラ茯苓飲合半夏厚朴湯エキス顆粒 (TJ-116)	包	
内	テルミサルタン OD 錠 40mg「トーワ」	錠	
内	ビビアント錠 20mg	錠	
内	プレガバリン OD 錠 25mg「VTRS」	錠	
内	プレガバリン OD 錠 75mg「VTRS」	錠	
内	プレドニゾロンクリーム 0.5%「テイコク」	本	
内	ミグリトール錠 75mg「トーワ」	錠	
内	ロイケリン散 10%	g	
外	アレサガテープ 8mg	枚	
外	イクセロンパッチ 9mg	枚	
外	インスリンアスパルト BS 注ソロスターNR「サノフィ」	バイアル	
外	ガスター注射液 20mg	管	
外	リバスタッチパッチ 13.5mg	枚	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	アクトネル錠 75mg	
内	アザルフィジン EN 錠 250mg	
内	アスパラ CA 錠 200	
内	アゾセミド錠 30mg「JG」	
内	エックスフォージ配合錠	
内	エナラプリルマレイン酸塩錠 2.5mg「サワイ」	
内	エボザックカプセル 30mg	
内	エルデカルシトールカプセル 0.5μg「サワイ」	
内	オキサトミド錠 30mg「サワイ」	
内	オルミエント錠 4mg	
内	オルメテック OD 錠 40mg	
内	オングリザ錠 5mg	
内	ガスモチン錠 5mg	
内	クラシエ六君子湯エキス細粒 (EK-43)	
内	サイレース錠 1mg	
内	シグマート錠 5mg	

内	ジメチコン錠 40mg「YD」	
内	セララ錠 50mg	
内	セレキノ錠 100mg	
内	セレニカ R 錠 400mg	
内	タリオン OD 錠 10mg	
内	ツムラ大黃甘草湯エキス顆粒 (TJ-84)	
内	ツムラ薏苡仁湯エキス顆粒 2.5g (TJ-52)	
内	デュロキセチンカプセル 20mg「サワイ」	
内	デュロキセチンカプセル 30mg「サワイ」	
内	ドキサゾシン錠 1mg「サワイ」	
内	ニポラジン錠 3mg	
内	ネオドパストン配合錠 L100	
内	ノルバスク OD 錠 5mg	
内	パンクレアチン〈ハチ〉	
内	ヒルナミン錠 25mg	
内	ヒルナミン錠 5mg	
内	プレガバリン OD 錠 25mg「ファイザー」	
内	プレガバリン OD 錠 75mg「ファイザー」	
内	ヘモナーゼ配合錠	
内	ヘルベッサー R カプセル 100mg	
内	ボナロン錠 35mg	
内	ボノテオ錠 50mg	
内	ミネプロ錠 2.5mg	
内	メバロチン錠 10mg	
内	メルカゾール錠 5mg	
内	ラシックス錠 20mg	
内	リーマス錠 200	
内	リピディル錠 80mg	
内	リベルサス錠 14mg	
内	レミニール OD 錠 12mg	
内	レンドルミン D 錠 0.25mg	
内	ロトリガ粒状カプセル 2g	
外	オキサロールローション 25μg/g	
外	コレクチム軟膏 0.25%	
外	ボアラクリーム 0.12%	
外	ロキソプロフェンナトリウムパップ 100mg「ケミファ」	

都内薬局の皆様へ

『医療措置協定』のご協力をお願い

令和6年4月に施行される改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を締結することになりました。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、平時から、計画的に感染症の発生及びまん延に対する備えを進めていくため、都として医療提供体制の確保を進めてまいります。制度をよくご確認の上、ご協力をお願い申し上げます。

医療措置協定の内容

「**自宅療養者等への医療提供及び健康観察**」のうち、**ご協力頂ける項目について協定締結をご検討お願い致します。**

● 自宅療養者等への服薬指導・薬剤配送・健康観察

自宅療養者・宿泊療養施設・高齢者施設・障害者施設に対して、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の配送、健康観察を実施

(「薬剤等の配送」、「健康観察」のみの場合は協定締結の対象となりません。)

● 個人防護具の備蓄(協定への記載は、任意事項です)

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について備蓄が推奨されています。

詳細は、東京都専用Webページをご覧ください

【東京都専用Webページへのアクセス方法】

URL : https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局>感染症対策>医療措置協定について

＼ 情報はここから ／



東京都専用Webページ



東京都保健医療局

日本語 English

目次 (クリックで)

- 1 対象医療機関及び協定
- 2 協定締結までの流れ
- 3 協定について
- 4 お問い合わせ
- 5 参考情報

協議フォーム／お問い合わせフォームは、**東京都専用Webページからアクセスできます。**
※「解説」や「よくある御質問」なども随時更新中です。

(3) 薬局

下記専用協議フォームより、必要事項を記入の上、ご登録をお願いいたします。

[＜薬局専用協議フォーム＞](#)

今後のスケジュール

(令和5年度中の締結の場合)

協議フォーム入力(協議開始)

令和6年2月29日(木)まで

これ以降も協議フォームの入力は可能ですが、締結が4月以降になることがあります。

協定書(案)の確認(協議)

入力いただいた内容を記載した協定書(案)をお送りしますので、改めて内容のご確認をお願いします。

協定の締結

令和6年3月中

協定の効力発生

令和6年4月1日～

※令和6年度以降はHPをご確認ください。

医療措置協定等についてのQ&A

※詳しくは、表面の東京都専用Webページを参照ください

Q1 協定を締結した場合、財政支援はありますか？

- 協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、東京都の予算の範囲内において、都が補助を行うこととしています。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとしています。また、協定締結医療機関に対する平時における診療報酬上の支援等については、現在、国が検討中であり、お知らせできるようになりましたら、東京都専用Webページにてお知らせします。

Q2 医療措置協定の内容は公表されますか？

- 医療措置協定を締結した時は、感染症法第36条の3第5項に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。協定内のどの部分まで公表するかについては、現在検討中です。

Q3 二次元コードの読み取りができない環境です。どうしたらよいですか？

- 東京都保健医療局のトップページから、「感染症対策」を選択してください。次に、「医療措置協定について」を選択すると、東京都専用Webページにアクセスできます。

その他、ご質問事項については東京都専用Webページ内「お問い合わせフォーム」にて受け付けております。

URL : https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

(都ホームページ：東京都保健医療局>感染症対策>医療措置協定について)

※専用Webページでは医療措置協定についての解説や、よくある御質問等も掲載しています。

※インターネットのご利用が難しい場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

令和5年度 東京都医療措置協定締結事務局

TEL : 0570-055-016 (電話対応時間 9時～18時 ※土日祝日及び年末年始を除く)